

令和8年度 狩猟免許更新 適性試験及び講習の手引き

愛媛県



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「鳥獣保護管理法」という）第51条の規定により、令和8年度の狩猟免許更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施します。手続き等については、この手引きをご覧ください。

重要なお知らせ

受験される方はご理解とご協力をお願いします。

1. 定員に達した会場では受験をお断りし、他の会場に空きがある場合はその会場での受験をご案内することがありますので、予めご了承ください。
2. 「狩猟免許更新」は、適性試験（視力、聴力、運動能力）及び講習を会場で行います。
3. マスクの着用は個人の判断でお願いします。なお、試験中の写真照合等の際には、試験官の指示に従い、マスクを一時的に外していただくことがあります。
4. 試験会場の室温の高低に対応できるよう、服装には注意してください。
5. 天候等の影響により、試験会場及び実施日時を変更する場合があります。その場合、県ホームページでお知らせします。

1 適性試験及び講習の受付期間・試験日・会場

申込みの期限は、各試験会場とも、実施日前14日を期限とします。

管轄地方局	実施日・開始時刻	試験会場
東予地方局森林林業課	東予第1会場 令和8年7月6日（月）午後1時30分	東予地区自動車整備協同組合自動車会館 （新居浜市本郷三丁目5番35号）
	東予第7会場 令和8年8月22日（土）午後1時30分	西条市中央公民館 （西条市周布401番地1）
東予地方局森林林業課 四国中央駐在	東予第4会場 令和8年7月21日（火）午後1時30分	四国中央市福祉会館 （四国中央市三島宮川四丁目6番55号）
	東予第5会場 令和8年7月22日（水）午後1時30分	四国中央市福祉会館 （四国中央市三島宮川四丁目6番55号）
東予地方局 今治支局森林林業課	東予第2会場 令和8年7月15日（水）午後1時	今治市しまなみ交流プラザ （今治市伯方町木浦甲1200番地1）
	東予第3会場 令和8年7月16日（木）午前10時	今治市しまなみ交流プラザ （今治市伯方町木浦甲1200番地1）

	東予第6会場 令和8年8月18日（火）午後1時	今治市玉川総合公園運動場多目的体育館（グリーンピア玉川） （今治市玉川町摺木甲 108 番地）
中予地方局森林林業課	中予第2会場 令和8年7月10日（金）午後1時	中島総合文化センター （松山市中島大浦 2962 番地）
	中予第3会場 令和8年7月15日（水）午前10時	東温市川内公民館 （東温市南方 264 番地）
	中予第4会場 令和8年7月24日（金）午前10時	砥部町中央公民館 （伊予郡砥部町宮内 1369 番地）
	中予第5会場 令和8年7月29日（水）午前10時	松山市北条コミュニティーセンター （松山市北条辻 6 番地）
	中予第6会場 令和8年8月18日（火）午後1時	中山地区公民館 （伊予市中山町出淵 2 番耕地 138 番地 1）
	中予第7会場 令和8年8月24日（月）午前10時	松前総合文化センター （伊予郡松前町大字筒井 633 番地）
	中予第8会場 令和8年8月30日（日）午前9時	中予地方局 （松山市北持田町 132 番地）
中予地方局 久万高原森林林業課	中予第1会場 令和8年7月9日（木）午前9時	久万町民館 （上浮穴郡久万高原町久万 188 番地）
南予地方局 八幡浜支局森林林業課	南予第1会場 令和8年7月13日（月）午後1時	南予地方局八幡浜庁舎 （八幡浜市北浜一丁目 3 番 37 号）
	南予第6会場 令和8年8月21日（金）午後1時	愛媛県歴史文化博物館 （西予市宇和町卯之町四丁目 11 番地 2）
南予地方局 八幡浜支局森林林業課 大洲駐在	南予第2会場 令和8年7月15日（水）午後1時	平コミュニティーセンター （大洲市徳森 2280 番地 2）
	南予第4会場 令和8年7月29日（水）午後1時	内子自治センタ （喜多郡内子町内子 3427 番地）
南予地方局森林林業課	南予第3会場 令和8年7月26日（日）午前9時	南予地方局 （宇和島市天神町 7 番 1 号）
	南予第7会場 令和8年8月21日（金）午後1時	南予地方局 （宇和島市天神町 7 番 1 号）
	南予第8会場 令和8年8月31日（月）午前9時	南予地方局 （宇和島市天神町 7 番 1 号）
南予地方局森林林業課 愛南駐在	南予第5会場 令和8年8月7日（金）午後1時30分	南予地方局愛南庁舎 （南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地）

2 試験申請等の窓口

名 称	所 在 地	電話番号	管轄市町村
東予地方局森林林業課	西条市丹原町池田 1611 番地	0898-68-7438	西条市、新居浜市
東予地方局森林林業課 四国中央駐在	四国中央市三島宮川四丁目 6 番 55 号	0896-23-2393	四国中央市
東予地方局今治支局 森林林業課	今治市旭町一丁目 4 番地 9	0898-25-2193	今治市、上島町
中予地方局森林林業課	松山市北持田町 132 番地	089-909-8767	松山市、東温市、 松前町、伊予市、 砥部町
中予地方局 久万高原森林林業課	上浮穴郡久万高原町久万 571 番地 1	0892-21-1265	久万高原町
南予地方局 八幡浜支局森林林業課	八幡浜市北浜一丁目 3 番 37 号	0894-22-2031	八幡浜市、 伊方町、西予市
南予地方局八幡浜支局 森林林業課大洲駐在	大洲市田口甲 425 番地 1	0893-24-4131	大洲市、内子町
南予地方局森林林業課	宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-22-3163	宇和島市、 鬼北町、松野町
南予地方局森林林業課 愛南駐在	南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地	0895-72-0931	愛南町

3 狩猟免許の種類

- (1) 網猟免許 網〔むそう網、はり網、つき網、なげ網〕を使用する猟法
- (2) わな猟免許 わな〔くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな〕を使用する猟法
- (3) 第一種銃猟免許 装薬銃〔散弾銃、ライフル銃〕を使用する猟法（空気銃を使用する猟法も可）
- (4) 第二種銃猟免許 空気銃〔圧縮ガス銃を含む〕を使用する猟法

4 対象者

令和 8 年 9 月 1 4 日に有効期間が満了する免許を所持しており、当該免許の有効期間を更新しようとする人が対象です。有効期間が満了しない他種の免許の有効期間所持しており、同時に更新しようとすることもできます。

ただし、次のいずれかに該当する人は更新申請することができません。

- (1) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）、鳥獣保護管理法施行規則第 4 7 条で定める病気にかかっている人。
- (2) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者。
- (3) 前記(1)(2)以外で自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い人。

- (4) 鳥獣保護管理法又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない人。
- (5) 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない人。
- (6) 鳥獣保護管理法第50条第3項の規定により、過去の狩猟免許試験における不正行為等によって狩猟免許試験の受験を禁止されている人。

なお、県外に住所がある方は受検できませんので、住所地の都道府県が実施する適性検査及び講習講習を受けてください。(住所を愛媛県内に移転した場合は受検できます。)

5 更新の申請手続

(1) 申請書類等

① 申請書

(上記の森林林業課または駐在でお渡ししています。 また、県ホームページからダウンロードできます。)

所定の申請書に必要事項を記入し、次の書類等を添付してください。

複数更新する場合、更新する種類ごとに別々に申請書を作成してください。

② 手数料

愛媛県収入証紙を申請書に貼付してください。 手数料は更新する種類毎に必要です。

2,900円

③ 写真

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で、縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmのもの1枚。(受講しようとする狩猟免許種類毎に1枚必要)

裏面に、受講者の氏名と撮影年月日を記入してください。

④ 医師の診断書（又は銃所持許可証の写し）

※ 医師の診断書は原則として申請前3か月以内に診断されたものを提出してください。

統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん等、鳥獣保護管理法施行規則第47条で定める病気にかかっていないこと、及び麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でないことを証するものを1通。 ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による所持許可を現に受けている場合は、その許可証の写しを添付することにより、診断書の添付を省略することができます。

⑤ 返信用封筒（受験票の郵送を希望する方のみ）

返送用の長形3号封筒に簡易書留の郵送料に相当する切手※（460円分（簡易書留350円＋郵送料110円））を貼付して提出してください。申請書に記載された住所へ送ります。

(2) 申請方法

申請書類等は、適性試験および講習実施日の14日前までに試験申請等の窓口へ持参又は郵送してください。郵送による場合は、受付期間末日の消印のあるものは、受付します。

6 適性試験及び講習の方法

(1) 更新講習

適性試験と併せて、対面での講習を行います。

○狩猟に係る講習内容

法令、猟具、鳥獣に関する知識及び鳥獣の保護管理に関する知識について

(2) 試験科目

① 適性試験

視力、聴力及び運動能力に関する検査をします。

合格基準	
視 力	[網猟免許、わな猟免許] 視力（万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。 [第一種銃猟、第二種銃猟] 視力（万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴 力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害のある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

② 試験の免除

鳥獣保護管理法第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する人で、狩猟について適性を有することが確認されている人のみ（書面が必要です）、適性試験を免除します。

(3) 合格発表

試験終了後、試験会場において発表します。狩猟免許の交付は後日となります。

7 注意事項等

- (1) 受験されない場合でも、申請書を受理（試験申込等の窓口で県収入証紙に消印）した後に手数料をお返しすることはできません。
- (2) 受験日直前の変更申し出等には応じかねます。
- (3) 試験当日は、受験票と筆記用具（鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- (4) 適性試験（運動能力）を行うので適した服装で受験してください。
- (5) 適性試験の際に眼鏡（コンタクトレンズを含む。）や補聴器等が必要な人は持参してください。補助器具なしで受験された場合は、適性が判定できないため、受験できない場合があります。
- (6) 試験の開始から30分を経過して遅刻した場合は、受験することができません。
- (7) 会場によっては、駐車場の台数に限りがあり会場敷地内に駐車できない場合もありますので、あらかじめご承知ください。